令和8年度

保育園入園のご案内





〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地

TEL: (代表) 0266-41-1111 (内線2178 · 2184)

FAX: 0266-43-3307





はじめに 申し込み方法 ⇒P.1 **⇒P.7** 認定区分について 申し込み後の流れ **⇒P.2 ⇒P.8** 町内の保育園 保育料・副食費・延長保育料 **⇒P.3 ⇒P.10** 入園するには 保育園の生活 **⇒P.4 ⇒P.14** 申し込みに必要な書類 ⇒P.5 入園準備品 **⇒P.22**

はじめに

保育園とは

保育園とは、就労などのため家庭で 保育のできない保護者にかわって就学前児童を 保育する児童福祉施設です。



(保護者とは父母のことを指し、同居の祖父母や叔父叔母は含みません。) このため、「集団生活に慣れるため」や、 「下の子どもの育児に手がかかるため」 という理由では入園できません。

認定区分について

認定

保育園を利用するためには、保育の必要性に応じた「認定」を受けることになります。 認定は3つに分けられ、認定を受けるための手続きは、入園申込と同時に教育・保育給付認 定申請をしていただきます。

認定区分	年齢	保育の必要性	保育の必要量	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園、認定こども園(教育部分)
2号認定	満3歳以上	あり	保育短時間 保育標準時間	保育園、認定こども園(保育部分)
3号認定	満3歳未満	あり	保育短時間 保育標準時間	保育園、認定こども園(保育部分)、 小規模保育等

保育の必要量と保育時間

保育標準時間

1ヶ月あたり120時間以上の就労

1日最大11時間(8:00~19:00)

+ 必要に応じた延長保育

保育短時間

1ヶ月あたり64~120時間未満の就労



1日最大8時間(8:00~16:00)

+ 必要に応じた延長保育

町内の保育園



保育園一覧

町内には5つの保育園があり、町内の保育園を自由に選択することができます。

保育園名	定員	住所	電話番号	受入年齢	延長保育
中央保育園	180	中央106	41-4091	満6ヶ月~	朝 7:30~ 8:00
羽北保育園	65	伊那富8230	41-4092	1歳~(R8.4.1現在)	夕 16:00~19:00
新町保育園	120	伊那富4915	41-4095	満6ヶ月~	通常保育時間
小野保育園	50	小野1946	46-2132	満6ヶ月~	(保育短時間)は
東部保育園	120	樋口2437	41-4098	満6ヶ月~	8:00~16:00

クラス年齢表

クラスは4月1日現在の年齢で決まります。 年度の途中で入園した場合も、4月1日現在 の年齢のクラスとなります。



クラス

5歳児 年長

4歳児 年中

3歳児 年少

2歳児

1歳児

0歳児

児童生年月日

令和2年4月2日~令和3年4月1日生 令和3年4月2日~令和4年4月1日生 令和4年4月2日~令和5年4月1日生 令和5年4月2日~令和6年4月1日生 令和6年4月2日~令和7年4月1日生 令和7年4月2日~

入園するには

保育園に入園するためには、辰野町に住民票があり、保育園での集団生活に支障のない児童で、保護者のいずれもが次の**保育を必要とする事由**に該当することが必要です。

①就労

月16日以上かつ1日4時間 以上の労働をしている (月64時間以上の就労)

入園できる期間

就労期間(※3歳以上児は希望日から、3歳未満児は慣れ保育があるため復職予定日のおおよそ1ヶ月前から入園可能)



②妊娠・出産

妊娠中であるか出産後まもない場合

入園できる期間

出産(予定)月の2ヶ月前から 産後6ヶ月後の月末まで

父母が病気または心身に 障害がある場合

③疾病・障害

入園できる期間

医師の認める治療期間

④介護·看護

同居の親族(長期入院している親族を含む)を常 に介護・看護する場合

入園できる期間

介護・看護の期間

⑤災害復旧

震災、風水害、火災その 他の災害の復旧にあたる 場合

入園できる期間

復旧期間

⑥求職活動

求職活動(起業の準備を 含む)を継続的に行って いる場合

入園できる期間

求職活動期間(※3歳未満児は入園月を含め3か月以内)

⑦就学

就学で学校に通う、また は職業訓練を受ける場合 (趣味や通信教育等は除く)

入園できる期間

就学期間

⑧育児休業

育児休業中に既に保育を 利用している子どもの継 続利用が必要である場合

入園できる期間

育児休業期間

9 その他

上記に類するものとして 町長が認める場合 ※子育て応援課へご相談 ください。

入園できる期間

必要と認められる期間

申し込みに必要な書類①

父母それぞれの保育を必要とする事由の「必要書類」をご用意ください。様式は町ホームページ、 保育園、子育て応援課にあります。出生前の申し込みは、母子健康手帳の写しも添付してください。

保育を必要 とする事由	必要書類
①就労	就労証明書(勤務先で証明を受けてください。自営業の方は営業許可書、開業届、確定申告書等いずれかの写しも添付してください。農業の方は確定申告書の写し等出荷していることがわかるものも添付してください。)
②妊娠・出産	母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日が記入してあるページ)
③疾病・障害	医師の診断書または障害者手帳等の写し
④介護・看護	医師の診断書または障害者手帳、介護保険証(認定済)等の写しおよび介護・看護状況申告書
⑤災害復旧	被災証明書等
⑥求職活動	求職活動申告書(3歳未満児のみ。電子申請の場合は紙での用意は不要。) ※3歳未満児で3ヶ月以内に就労証明書の提出がない場合は退園となります。求職活動を事由として 利用できるのは年度内で1回のみです。
⑦就学	学生証、合格通知書、職業訓練受講決定書等の写しおよび時間割等の写し
⑧育児休業	就労証明書(勤務先で証明を受けてください)
9その他	子育て応援課へご相談ください

申し込みに必要な書類②

以下に該当する方は「必要書類」をご用意ください。様式は町ホームページ、保育園、子育て応援課にあります。

対象	必要書類
ひとり親家庭	ひとり親家庭等医療費受給者証(写し)または児童扶養手当証書(写し)
在宅障害者のいる世帯	身体障害者手帳(写し)、療育手帳(写し)、精神障害者手帳(写し)、特別児童扶養手 当証書(写し)、障害基礎年金証書(写し)のいずれか
延長保育を利用する方	延長保育申請書(電子申請の場合は紙での用意は不要)
通園バスを利用する方	通園バス利用申込書
海外勤務等のため日本国 内で課税されていない方	収入申告書および所得や所得控除内容を確認できる書類
入園後も辰野町に 住民登録がない方	住民税課税・非課税証明書、給与所得に係る住民税特別徴収税額の決定通知書の写し、または住民税納税通知書の写し、※下記参照

- ①非課税の場合⇒【令和7年度 住民税課税・非課税証明書】令和7年1月1日時点で住民登録のあった市町村にて発行できます。
- ②会社・官公庁に勤務し、給与から住民税が差し引かれている場合⇒【令和7年度 給与所得に係る住民税特別徴収税額の決定通知書の写し】令和7年5・6月頃に勤務先から配布される通知書です。
- ③自営業等で納付書により住民税を納めている場合⇒【令和7年度 住民税納税通知書の写し】令和7年6月頃に市町村から郵送される通知書です。
- ※入園日が令和8年9月以降になる方等は令和8年度の書類が必要です。該当の方には令和8年8月頃にお知らせします。

申し込み方法

申込受付期間

令和7年11月1日(土)~11月24日(月)

電子申請は24時間受付、紙での申請は平日8時30分~17時15分です。

※上記申込受付期間以降の申請については、その都度利用調整を行います。 ただし、上記期間中の申込者の利用調整が終了した後での利用調整となります。 マイナポータル



ステップ1 電子申請または紙で申請

マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォンやパソコンでマイナポータル(https://myna.go.jp/)にアクセスし、利用者登録、ログインをして電子申請を行ってください。

用意した書類は添付書類登録の際に、書類をスキャンする、書類をスマートフォンのカメラで撮影する等の 方法により添付してください。 (原本は保管してください。)

保護者のマイナンバーカード、署名用電子証明書暗証番号(6~16桁)、利用者証明用電子証明書暗証番号(4桁) および券面事項入力補助用暗証番号(4桁)をご準備ください。

紙による申請の場合は、申込用紙を町ホームページ、保育園、子育て応援課のいずれかで取得していただき、期間内に子育て応援課へ提出してください。

ステップ2 口座振替の申し込み

WEB申込サービスまたは紙により手続きをしてください。詳しくは11ページをご覧ください。



申し込み後の流れ

11月に入園申し込みを行った場合は以下のような流れになります。

12~1月

2月初旬

2月中旬

4月

利用調整

受入可能数を上回る保育の利用申込みがあった場合は、次ページの利用調整を行います。 調整の結果、第1希望の園に入れない場合は 1月末までにご連絡します。

入園内定

入園内定となった方へ 入園内定通知書を送付 します。

該当の方には体験入 園、入園式の詳細につ いても送付します。

体験入園

保護者と児童で保育園 生活に触れ、園生活の 具体的な説明を受けます。対象は4~5月入 園児のみ。6月以降入 園児は入園前月に面談 をします。

入園式

対象は4月入園児のみです。入園月の中旬に保育料決定通知書を送付します。



中央保育園 2月12日 (木)

東部保育園 2月16日 (月)

小野保育園 2月17日 (火)

新町保育園 2月18日 (水)

羽北保育園 2月19日 (木)

優先順位の決定方法

父母それぞれについて、あてはまる基準指数の中で指数の一番高いものを決定し、父と母の指数を比べ、より低い指数を基準指数とします。

基準指数に調整指数を加えたものを利用調整における指数とし、指数が高いほど優先順位が高いものとします。

	生活保護世	生活保護世帯					
	ひとり親の世帯(同居の者がいない世帯)、ま たは両親不存在の世帯						
調	生計中心者	が失業している世帯	+3				
整些	育児休業明	t†	+2				
数	兄弟姉妹	すでに兄弟姉妹が入園している施設 を希望する場合	+3				
	入園※	兄弟姉妹が同時に申込みをする場合	+1				
	利用者負担(保育料)について、正当な理由なく 洗納している者						

※兄弟姉妹入園について、どちらも当てはまる場合は、+3 の調整指数とする。

<同一指数で並んだ場合の優先順位>

利用調整における指数が同一の場合は、以下の基準で優先度を 決定します。

1 すでに入園している兄弟姉妹がいる

2 住所地から保育園までの距離がより近い

3 保護者が保育園や学童クラブで就労(予定)している

4 多子世帯 (同一世帯にこどもが3人以上いる) である

5 利用者負担算定基準となる市町村民税額がより低い

※就学については就労の指数を準用する。

保育料 · 副食費 · 延長保育料



①世帯の住民税額

児童の父及び母に市町村民税が課税されているときは、父及び母の各々の税額の合算により認定した階層 とします。児童の父及び母に市町村民税が課税されていないときは、同一世帯に属している家計の主宰者の 税額により認定した階層とします。所得割課税額は、調整控除と税額調整措置を除く税額控除(住宅ローン 控除、寄付金控除、外国税額控除、配当控除等)適用前の税額です。

令和8年4月から8月分までは令和7年度の課税額を基に、令和8年9月から令和9年3月までは令和8年度の課 |税額を基に算定します。利用者負担額決定通知は4月中旬と9月中旬に送付します。

※住民税の申告をしていない場合、住民税額がわかる書類が提出されない場合は、金額が算定できないため 保育料が最高額になることがあります。

②4月1日時点の児童のクラス年齢

年齢区分は児童の令和8年4月1日現在の満年齢により保育料を算定します。年度の途中で入園する場合 も、児童の令和8年4月1日現在の満年齢で算定をします。(3歳以上児…令和5年4月1日以前に生まれた児 童・3歳未満児…令和5年4月2日以降に生まれた児童)

未満児クラスの児童が年度途中で3歳の誕生日を迎えても、年度中は3歳未満児の利用者負担額となりま す。

③利用時間(保育標準時間・保育短時間)

保育標準時間は、8:00~19:00までの最大11時間保育、保育短時間は、8:00~16:00までの最大8時間保育 をいいます。

結婚や離婚等により世帯構成の変更があった場合や修正申告等で税額が変更された場合は、利用者負担額を再計算しますので子育て応援課までご連絡ください。世帯構成等の変更があった月の翌月分(税の修正申告をした場合は税務署等へ申告をした月の翌月分)から利用者負担額が変更となります。

納入については個人の秘密を守り、また徴収を簡略化するため口座振替をお願いしております。既に兄弟姉妹が口座振替をしている方は手続き不要です。兄弟姉妹ともに同じ口座からの振替となります。八十二銀行・アルプス中央信用金庫・上伊那農業協同組合・ゆうちょ銀行が利用可能です。WEBから手続きを行うことができます。

WEB申込サービスはこちら



紙での手続きを希望の方は口座振替依頼書を入園月の前々月末までに子育て応援課又は各金融機関に提出 してください。用紙は子育て応援課又は保育園、各金融機関にあります。

毎月月末(金融機関が休みの場合は翌営業日)の引き落としとなります。12月のみ25日前後の引き落としとなります。

利用者負担額は保育運営の貴重な財源となっております。納付期限は必ず守ってください。納付期限を過ぎても納付されない場合は督促を行い、なお納付されない場合は、偶数月(年6回)に支給される児童手当から利用者負担額を徴収する場合があります。また、給与、財産差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。

保育料

辰野町の利用者負担額は応能負担(保護者の住民税の課税状況に応じた負担)を基本として、国の基準よりも軽減した利用者負担額を設定しています。3歳以上児は給食費等別途実費負担があります。

辰野町保育園利用者負担額(保育料)表

(単位:円

				(単位:円)
階層	市町村民税額	3歳未	満児	3歳以上児
区分	11247121466	短時間	標準時間	ラベベルエル
1	生活保護世帯	0	0	
2	非課税世帯	0	0	
3	均等割のみ	13,500 (4,000)	18,000 (6,000)	
4	所得割額48,600円未満	14,500 (4,000)	19,000 (6,000)	
5	所得割額68,000円未満	18,500 (4,000)	24,500 (6,000)	無償
6	所得割額97,000円未満 〔所得割額77,101円未満〕	22,000 (4,000)	28,000 (6,000)	
7	所得割額127,000円未満	25,500	31,500	
8	所得割額169,000円未満	29,000	35,000	
9	所得割額219,000円未満	33,200	39,200	
10	所得割額301,000円未満	36,600	42,600	
11	所得割額301,000円以上	40,000	46,000	

「生活保護世帯」とは、生活保護法による被保護世帯(単 給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立 の支援に関する法律による支援給付受給世帯をいいます。

「ひとり親世帯等」とは、次に掲げる世帯をいいます。

- (1) 母子及び父子世帯並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる在宅障がい児(者)を有する世帯ア.身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ.療育手帳の交付を受けた者
- ウ.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ.特別児童扶養手当の支給対象児
- オ.国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 支給認定保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

保育料の軽減

以下の場合には、保育料を軽減します。

- ①ひとり親等世帯(母子・父子家庭)、在宅障がい児 (者)等のいる所得割額77,101円未満の世帯
 - 第2子以降⇒無料
- ②生計を同一とする第2子以降の児童が入園している場合 第2子⇒半額 第3子以降⇒無料
- ③所得割額57,700円未満の世帯

第1子⇒半額

第2子以降⇒無料

- ※〔〕はひとり親世帯等の額です。
- ※月の途中において入園又は退園した場合の利用者負担額は、日割計算により徴収します。

副食費

給食の材料にかかる費用については、保護者の皆様のご負担となります。

3歳以上児の副食費(おかず・おやつ等)は、月額3,000円のご負担となります。 (国の基準では月額4,900円ですが、差額は町が負担します。) 主食費はごはんを持ってきていただくので、かかりません。

3歳未満児は、保育料の中に副食費・主食費が含まれています。

- ※病気等のため保護者の方から休む申し出があった場合(2週間前までに)の副食費は、一月の 登園日数が0日の場合0円、10日以下の場合月額の半額とします。
- ※月の途中において入園又は退園した場合の副食費は、日割計算により徴収します。

副食費の免除

以下の場合には、副食費を免除します。

- ①所得割額57,700円(ひとり親、在宅障がい児(者)等世帯は77,101円)未満の場合
- ②同時に2人以上の児童が入園していて、 最年長の児童から順に第3子以降の場合

延長保育料

3歳以上児の夕方の延長保育料は標準時間保育料に含まれるためかかりません。ただし、おやつ代がかかる場合があります。

		(単位:			(単位:円)		
	心層	3歳以上児・3歳未満児 共通 階層		3歳未満児のみ			
	性	7:30~8:00	8:00~16:00	17:00まで	18:00まで	19:00まで	
	1 • 2	0		0	0		
月曜日	3 • 4	750 (500)	短時間	1,500 (1,000)	3,000 (1,500)	標準時間	
土曜日	5 • 6	1,000 (500)	保育料	2,000 (1,000)	4,000 (1,500)	保育料	
	7~11	1,000		2,000	4,000		
土曜日	1 • 2	0	短時間	0	0	0	
OH OH	3~11	500	保育料	500	1,000	1,500	

3歳未満児の夕方の延長保育料の軽減 (太枠の部分のみ)

以下の場合には、夕方の延長保育料を軽減します。

- ①ひとり親等世帯(母子・父子家庭)、在宅障がい児(者)等のいる所得割額77,101円未満の世帯 第2子以降→無料
- ②生計を同一とする第2子以降の児童が入園している場合 第2子⇒半額 第3子以降⇒無料
- ③所得割額57,700円未満の世帯第1子⇒半額 第2子以降⇒無料

- ※〔〕はひとり親世帯等の額です。
- ※月の途中からの利用又は月の途中で取消し・変更をした場合の日割計算はありません。
- ※3歳以上児で延長保育でのおやつの提供が月に1回でもあった場合、おやつ代500円がかかります(3~11階層のみ)。

保育園の生活



辰野町保育理念

子ども一人ひとりを大切にし、保護者や地域から信頼される保育園を目指します。

辰野町保育方針

- ★保護者とともに子どもの成長を支援します。
- ★安心して預けられる保育園をつくります。 ★一人ひとりの子どもの発達をとらえ、適切な援助を行います。
 - ★地域に開かれた子育て支援の拠点となるようにしていきます。

辰野町保育目標

豊かに伸びてゆく可能性をうちに秘めている子どもたちが、辰野町の自然・文化・歴史・社会等の環境のなかで、日々を最 もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことが保育の目標です。このため保育は、次のような子どもの育成 を目指して行います。

★健康でいきいきした子ども ★情緒が安定し、心が豊かな子ども ★仲良く、楽しく遊べる子ども ★意欲的に取り組 み、創造する子ども
★よく見、よく聞き、よく考え行動する子ども
★自分のことは、自分でできる子ども

子育てを応援します!!

子育てはなかなか理想どおりにはいきません。多少なりと も失敗することもあります。そして、小さな子どもは一人 ひとり個人差があります。「うちの子は大丈夫かしら…」 と子育てに不安になることもあるかもしれません。そんな 時は、まず大人同士が気軽に声を掛け合い、相談し合って みましょう。話すことで気持ちが軽くなり、不安解消へと つながります。保育園へお気軽にご相談ください。

子育てを保育園とお家の方と一緒に

お子さんは、お父さんお母さんの何気ない毎日の生活の仕 方、考え方の影響をたくさん受けて育ちます。ご家庭でも 健康で明るく節度ある生活を心がけてください。お子さん の成長にとって、家庭と保育園は車の両輪のように歩んで いくものです。

保育園がお子さんの生活の全てにならないように、家族と のふれあいを大切にしながら育んでいきましょう!!

開園時間及び休園

- ・通常保育時間(保育短時間)は8:00~16:00です。登園はなるべく8:30~9:00の間にお願いします。
- ・延長保育時間は7:30~8:00、16:00~19:00です。
- ・休園日は、日曜日、祝日、12月29日~1月3日です。
- ・土曜、お盆(8月13日~8月16日)、1月4日・5日、卒園式後から入園式前の間は希望保育です(お弁当・おやつ持参)。 人数が少ない場合は集中保育になる場合があります。
- ・家庭訪問(年少児のみ)等による保育時間短縮の日があります。

保育園の1日

:30 8:	:00	11:15	12:	:15	14:30	16:0	00	19:0	0
早朝保育	自由保育・年齢別 クラス保育	保育	給食	お昼寝	ク	ラス保育 おやつ	延長保育		

慣れ保育

初めて保育園に入園する児童は、保育園生活に慣れるまでの間、時間を短縮して保育を行い、徐々に保育時間を長くしていく「慣れ保育」を行っております。時間は8:30~下記のとおりです。

入園後の降園間	詩間 1~3	8日目 4~6	5日目 7~8	3日目 9日	目~ 10日目]∼
8:	30 11	:00 12			:00	•
早朝保育	自由保育・年齢別保育 クラス保育	給食	お昼寝	クラス保育 おやつ	延長保育	

※個人差がありますので、児童の状況によって異なることもあります。

連絡

- ・連絡については「コドモン(保育業務システム)」を使用しますので登録をお願いします。
- ・欠席、遅刻などの場合は、コドモンで連絡してください。
- ・「おたより」など、保育園からの連絡はコドモンで配信しますので見落とさないようにお読みください。
- ・住所、勤務先、電話番号、世帯員等の変更があった場合は速やかに保育園へお知らせください。



通園

- ・児童の送迎については、保護者の責任において行なってください。
- ・車で送迎の際は交通安全に十分気をつけ、チャイルドシートは必ず着用してください。
- ・雨天の通園時は、安全のためカッパを着用してください。 ※傘は禁止。
- ・自宅から保育園までの距離が2km以上ある場合で保護者の送迎が困難な場合は、通園バスの利用ができます(年少以上のみ)。バスが利用できる園は中央・小野・東部保育園です。希望する場合は通園バス利用申込書を提出してください(用紙は子育て応援課又は保育園にあります)。

服装

- ・園児服と黄色安全帽子はいつも着用して通園してください (3歳児以上児)。
- ・活動しやすい服装で登園してください。ズボン・上着などは着脱が簡単にでき、児童の大きさにあった、汚れてもよいものを着せてください。 ※つなぎ・フード付き衣服は禁止です。
- ・靴は活動的な運動靴を履かせてください。
- ・保育園での屋外活動は安全確保のため年齢別がはっきり分かるカラー帽子を使用します(裏が白色のもの)。 (令和8年4月1日現在の年齢が 1歳児…赤、2歳児…黄、3歳児…青、4歳児…緑、5歳児…ピンク)

教材

3歳以上児が保育園で使用する保育教材(出席ノート・シール、自由画帳、クレヨン、はさみ)は、個人で所有し管理する教材であり、継続的に使用する物との観点から、保護者の負担とさせていただいております。購入手続きはコドモンで行ないます。詳細は後日お知らせします。

※3歳未満児が使用する出席ノートは保育料に含まれているため実費負担はありません。

入園後の個人情報

保育活動の一環として園児の氏名や写真の掲示、提供をすることがあります。(例:下駄箱やロッカーの氏名・作品等の氏名・おたより関係・行事等の写真・メディア関係の取材等)

ご理解を頂くと共に提供に差し支えのある方は入園前に保育園へ申し出てください。

給食

保育園における給食は、食べることの大切さと望ましい食習慣を身につけて、乳幼児の心身の健全な成長を目的としています。献立は、全園統一で毎月の献立表をコドモンで配信します。

0歳児は入園前に栄養士と面接があります。児童の成長に合わせて離乳食を進めてください。

3歳(年少)以上児は、お弁当箱にごはんのみ持たせてください。おやつは午後の1回です。

3歳未満児は、完全給食のため主食もすべて園で用意します。おやつは午前・午後の2回です。



食物アレルギーの児童への食事は、代替食もしくは除去食を基本とし集団給食での可能な範囲で行いますが、給食が提供できない場合もあります。

- ※入園3週間前までに、医師が証明するアレルギー対応食指示書が必要になります(用紙は子育て応援課にあります)。
- ※給食を開始する前に栄養士と面接があります。
- ※アレルギー対応食指示書は必要に応じて、6ヶ月~1年を目安に提出をお願いします。

退園

退園を希望されるときは、速やかに保育園または子育て応援課へ申し出てください。(町外へ転出されると、辰野町の保育 園へ通うことができません)

月の途中において入園又は退園した場合の保育料・副食費(延長保育料を除く)は、日割計算により徴収します。

緊急保育

保育園に入園している児童で、申込みをいただいた保育希望時間を超えて緊急的に保育の延長が必要になった場合、この制度を適用します。保育園にある申込み用紙に記入(緊急を要する場合は事前に電話等で保育園に連絡)し、翌月、コドモンで利用料金をお支払いください。

受入曜日受入保育園受入時間利用料金月~金曜日全保育園7:30~19:00
(通常保育時間を除く)30分 200円

※月3回までの利用ができます。月の途中から延長保育を申込んだ場合でも、それまでの緊急保育料はかかります。

延長保育

父母が勤務時間の都合等により通常保育時間内(保育短時間8:00~16:00)に送迎ができない場合、時間を延長して保育を行います。希望される場合は、延長保育申請書を提出してください。新規入園児の延長保育は、慣れ保育終了後(8日間+16:00降園1日)から開始となります。

受入保育園実施時間利用料金月~金曜日全保育園朝 7:30~ 8:00
13ページ参照

土曜日 中央保育園 夕 16:00~19:00

土曜日の保育について

土曜日に勤務等の都合がある場合、中央保育園で集中して保育を行います。希望される場合は、延長保育申請書を提出して ください。

給食が出ませんので、おかず入りのお弁当、おやつの持参をお願いします。

持ち物

月~金曜日

着替え一式と着替えを入れる袋・BOXティッシュ1箱・台ふき1枚・コップ(哺乳瓶・マグ等)・夏場は園庭で使う帽子(なんでも可)

土曜日 (中央保育園) 3歳未満児

おかず入りのお弁当・箸またはフォーク・おやつ2回分・水筒またはマグ(水またはさ湯)・哺乳瓶(必要な方)・食事用エプロン2~3枚・ビニール袋3枚・オムツ・おしり拭き・バスタオル・午睡用布団・帽子・2歳児は園児服着用・手拭きタオル・着替え(肌着、上着、ズボン等)

全てに記名をお願いします

3歳以上児

おかず入りのお弁当・箸またはフォーク・おやつ1回分・水筒(水またはさ湯)・ビニール袋1枚・午睡用布団・帽子・園児服着用・手拭きタオル・上履き・着替え(肌着、上着、ズボン等)

日本スポーツ振興センター災害共済

保育中に起きてしまったケガ等で医者にかかった場合、医療費の一部が日本スポーツ振興センターより支給されます(初診から治癒までの間の医療費総額が5,000円以上かかった場合)。

毎年全員の方にご加入いただいております。詳しくは入園後にご案内します。

病気・事故

百日咳

毎朝児童の体調を確かめてから登園させてください。体調の悪い時は、無理をしないでお休みをさせてあげてください。 保育園内で発熱、その他異常が認められたときは、応急の処置をして保護者に連絡します。緊急と判断した場合は、職員が 直接病院へ連れて行き保護者の方にも病院へ来ていただきますので、ご承知おきください。

辰野町保育園では薬の投与は行っておりません。病気によっては登園許可証が必要になります。

登園許可証が必要な病気 ※医師が記入

特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質 製剤による治療を終了するまで

麻しん(はしか) 解熱後3日を経過するまで

流行性耳下腺炎 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過 (おたふくかぜ) し、かつ、全身状態が良好になるまで

風しん(三日ばしか) 発しんが消失してから

水痘(水ぼうそう) すべての発しんがかさぶたになるまで

咽頭結膜熱(プール熱) 主要症状が消えてから2日を経過するまで

結核・髄膜炎菌性髄膜炎 医師により感染の恐れがないと認められるまで

流行性角結膜炎 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから

急性出血性結膜炎 医師により感染の恐れがないと認められるまで

腸管出血性大腸菌感染症 (O157ほか) 症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便により、いずれも菌陰性が確認されたもの

溶連菌感染症 抗菌薬内服後24~48時間を経過していて、全身状態がよければ可

マイコプラズマ感染症 症状が改善し、全身状態がよければ可

登園許可証が不要な病気

伝染性紅斑 (リンゴ病) 全身状態がよければ可

手足口病 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が とれるまで

ペルパンギーナ 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が とれるまで

ウィルス性胃腸炎 (ノロ・ロタほか) 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるまで

治癒報告書が必要な病気 ※保護者が記入

インフルエンザ 発症した後5日を経過し、かつ、幼児にあっては解熱した後3日を経過するまで

新型コロナウイルス 感染症

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日 を経過するまで



※いずれの場合も、医師がその伝染病の予防上支障がないと認めたときはこの限りではありません。 ※伝染予防上問題がなくても、本人の状態が十分回復していない場合は、安静が必要です。

一時的保育

町内に住所のある(または実家が町内にある)1歳以上の未就園の児童を対象に、一時的保育を実施しております。様々な 理由で一時的に家庭での保育が困難になる場合は、ご相談ください。

施設名	受入曜日	受入時間	受入年齢	利用料	給食提供
中央保育園·新町保育園 小野保育園·東部保育園	月~金曜日	8:30~16:00	1歳の誕生日~		あり(おやつ込
羽北保育園			4月1日現在の年齢が 1歳~	子ども1人につき 30分 200円	み) 250円/日
子育て支援センター	火~金曜日	9:30~17:00	1歳の誕生日〜3歳の 誕生日後の3月末まで		なし

- ※いずれも30分単位で利用ができます。
- ※月10日以内の範囲で利用ができます。
- ※利用施設の行事等により利用ができない日もあります。(お盆、年末年始、振替休園日、卒園式から入園式の間等)
- ※希望者には給食を提供しますが、主食(ご飯)はお持ちください。ただし、食物アレルギーのある児童、離乳食が完了していない児童については給食提供できません。また、子育て支援センターでは給食提供できませんのでお弁当をお持ちください。

病児・病後児保育

病気治療中または回復期にある児童を一時的にお預かりする「病児・病後児保育」を実施しています。児童のお預かりは、 辰野病院駐車場内に開設した病児・病後児保育施設「ぴっかりハウス」と上伊那生協病院の「病児保育室いちごハウス」(箕 輪町)で行います。

病児保育室	ぴっかりハウス	いちごハウス
対象児童	町内在住の1歳から小学6年生までのお子さん※ぴっかりん	ハウスでは町外のお子さんも利用可
利用時間	月曜日から金曜日(祝日・年末年始12/29~1/3・8/13~8	8/16を除く) 午前8時~午後6時まで
定員	1日6名 ※疾患によって受入可能数が変わります	1日10名 ※疾患によって受入可能数が変わります
利用料金	町内:無料 町外:1人1日2,000円	保育園及び幼稚園在籍児童は無料 1人1日3,000円
予約時間	原則、前日10:00~17:30 予約フォームから	原則、前日10:00~18:00 電話予約
連絡先	0266-78-8887	0265-79-9214

利用には事前登録や医師連絡票の発行、予約が必要となります。施設ごと異なりますので、詳しくは町のホームページをご覧いただくか、子育て応援課までお問い合わせください。

こども誰でも通園制度

- ◆こども誰でも通園制度とは?
- 保育園などに通っていないお子さんが、月に数時間だけ保育園で遊んだり、同年代のお友達と過ごしたりできる制度です。 「保育園に預けていないけれど、ちょっとだけ預けたい」「子どもに集団の経験をさせたい」そんなご家庭を応援します。
- ◆対象となるお子さん 次のすべてに該当するお子さんが対象です。
 - ・町内在住 ・生後6ケ月~満3歳未満 ・保育園や幼稚園に通っていない
- ◆利用できる場所 新町保育園 ◆利用時間 月に10時間まで ◆利用料金 1時間300円
- ◆利用までの流れ ①利用登録 ②面接 ③利用予約 詳しくは町のホームページをご覧いただくか、子育て応援課までお問い合わせください。

入園準備品 (3 - 4 - 5歳児)

★お願い 持ち物全てに分かりやすく記名をしてください。袋のサイズは目安です。

名札



保育園からお渡しします 名前をひらがなで書く 裏は記入しない

黄色安全帽子



町指定のもの 通園時に使用する

カラー帽子



町指定のもの 3歳児…青、4歳児…緑、 5歳児…ピンク(裏は白色)

園児服 (冬用・夏用)



町指定のもの 裏側にも記名する所があるの で必ずマジックで名前を書く

ハンカチ・ ティッシュ



園児服のポケットに入れておく ティッシュにも名前を書く

雨カッパ



雨天の通園時に使用する 傘は禁止

通園用カバン



リュック等

連絡用布袋



厚手の布製のもの 縦30cm×横40cmくらい おたより・作品・移動図書の 本を入れる

上履き (運動靴)



自分で履きやすく、足に合っ たもの

上履き袋



靴がゆったり入る大きさ 縦35cm×横25cmくらい キルティングは不可

給食用ナフキン



40cm×40cmくらいのもの 毎日洗濯をして持ってくる

給食用 ナフキン袋



20cm×20cmくらいのもの キルティングは不可

弁当箱・ ゴムバンド



弁当箱はアルミ製のもの

箸または スプーン





毎日洗って持ってくる 箸は木製の滑り止めのついて いるもの

弁当箱袋



弁当箱がゆったり入る大きさ 20cm×20cmくらい キルティングは不可

歯ブラシ・コップ



担任から連絡がいきましたら 持ってきてください

歯ブラシ・コップ袋



20cm×20cmくらいのもの キルティングは不可

手拭用 ハンドタオル



紐つきのもの 1日1枚ずつ使用する 毎日洗濯をして持ってくる

敷布団・掛布団



縦110~130cm×横65~75cmくらい 敷布団(マットレスは不可) 掛布団は敷布団に合わせた大きさにす

布団にも大きく名前を書く 季節によって毛布・タオルケット等も 用意する

敷・掛布団カバー



総ぐるみの取り外しができるファスナーのもの(ひも・スナップは不可) 名前は大きくはっきり書く 汚れたときは持ち帰り翌朝取り付ける 週末に持ち帰り洗濯や布団干しをする

着替え用品



衣類の内容は2歳児準備品参照全てに名前をはっきりと書き、着替え袋に入れておく汚れ物を入れるためのエコバッグまたはビニール袋を入れておく使ったら翌朝必ず補充する季節ごとに衣類の入替えを行う

着替え袋



着替えが一式入る大きさ 縦40cm×横35cmくらい キルティングは不可

オムツ・ おしり拭き



必要な方のみ 2歳児準備品参照

エコバッグまたは ビニール袋



汚れ物を入れるのに使う

台ふき 2枚



新しいタオルを3つ折りにして縫った もの 名前は書かずに担任に提出してくださ

BOX ティッシュ1箱



名前は書かずに担任に提出して ください

入園準備品(2歳児)



★お願い 持ち物全てに分かりやすく記名をしてください。袋のサイズは目安です。

名札



保育園からお渡しします 名前をひらがなで書く 裏は記入しない

カラー帽子



町指定のもの 2歳児…黄(裏は白色)

バンカチ・ ティッシュ



園児服のポケットに入れておく ティッシュにも名前を書く

雨カッパ



雨天の通園時に使用する 傘は禁止

通園用カバン



リュック等

連絡用布袋



厚手の布製のもの 縦30cm×横40cmくらい おたより・作品・移動図書の 本を入れる

上履き (運動靴)



自分で履きやすく、足に合っ たもの

手拭用 ハンドタオル



紐つきのもの 1日1枚ずつ使用する 毎日洗濯をして持ってくる

オムツ



おしり側に1枚ずつ名前を書く

毎日必要な枚数を持ってくる ※布オムツはご相談ください ※使用済みオムツは保育園で 処分を行っています。

おしり拭き・ バスタオル



ケースにも名前を書く 無くなったら補充する バスタオルはオムツ替え時に 使用する(毎日持ち帰り洗濯 をして持ってくる)

エコバッグまたは ビニール袋 2枚



汚れ物とオムツ替えバスタ オルを入れるのに使う

エプロン



フェイスタオルを半分の大き さにしてゴムを通したもの 首まわりに合ったサイズにす る

1日3枚ずつ使用する(おやつ、食事のとき) 毎日洗濯をして持ってくる

台ふき 2枚



新しいタオルを3つ折りにして縫ったもの 名前は書かずに担任に提出してください

敷布団・掛布団



縦110~130cm×横65~75cmくらい 敷布団(マットレスは不可) 掛布団は敷布団に合わせた大きさに する

布団にも大きく名前を書く 季節によって毛布・タオルケット等 も用意する

敷・掛布団カバー



総ぐるみの取り外しができるファスナーのもの(ひも・スナップは不可) 名前は大きくはっきり書く 汚れたときは持ち帰り翌朝取り付ける 週末に持ち帰り洗濯や布団干しをする

着替え用品



- ・上着・・・Tシャツ、トレーナー等2~3枚
- ・ズボン・・・2~3枚(ウエストがゴムのものが良い)
- シャツ・・・2~3枚パンツ・・3~5枚
- · 靴下… 2足
- ・スタイ・・・数枚(必要に応じて)

おさがりでも名前ははっきりわかりやすく書く子どもに合ったサイズにする 使ったら翌朝必ず補充する 季節ごとに衣類の入れ替えを行う

BOX ティッシュ1箱



名前は書かずに担任に提出し てください

入園準備品(0・1歳児)



★お願い 持ち物全てに分かりやすく記名をしてください。袋のサイズは目安です。

カラー帽子



町指定のもの 1歳児…赤 (裏は白色)

雨カッパ



必要に応じて用意する

連絡用布袋



厚手の布製のもの(カバン代わり) 縦30cm×横40cmくらい おたより・汚れ物等を入れる

上履き (運動靴)



自分で履きやすく、足に合っ たもの

食事用 ハンドタオル



おやつ、食事のときに手や口 のまわりを拭く 1日3枚ずつ使用する 毎日洗濯をして持ってくる

エプロン



フェイスタオルを半分の大き さにしてゴムを通したもの 首まわりに合ったサイズにす る

1日3枚ずつ使用する(おやっ、食事のとき) 毎日洗濯をして持ってくる

オムツ



おしり側に1枚ずつ名前を書

毎日必要な枚数を持ってくる ※布オムツはご相談ください ※使用済みオムツは保育園で 処分を行っています。

おしり拭き・ バスタオル



ケースにも名前を書く 無くなったら補充する バスタオルはオムツ替え時に 使用する(毎日持ち帰り洗濯 をして持ってくる)

エコバッグまたは ビニール袋 2枚



汚れ物とオムツ替えバスタ オルを入れるのに使う

台ふき 2枚



新しいタオルを3つ折りにして縫ったもの 名前は書かずに担任に提出してください

敷布団・掛布団



縦110~130cm×横65~75cmくらい 敷布団 (マットレスは不可) 掛布団は敷布団に合わせた大きさに する 布団にも大きく名前を書く 季節によって毛布・タオルケット等 も用意する

敷・掛布団カバー



総ぐるみの取り外しができるファスナ -のもの(ひも・スナップは不可) 名前は大きくはっきり書く 汚れたときは持ち帰り翌朝取り付ける 週末に持ち帰り洗濯や布団干しをする

着替之用品



子どもに合ったサイズにする

季節ごとに衣類の入れ替えを行う

使ったら翌朝必ず補充する

- ・上着・・・Tシャツ、トレーナー 等2~3枚 ·ズボン・・・2~3枚(ウエスト
- がゴムのものが良い)
- シャツ・・・2~3枚パンツ・・3~5枚
- ・靴下・・・2足 ・スタイ・・・数枚(必要に応じ

おさがりでも名前ははっきりわかりやすく書く

BOX ティッシュ1箱



名前は書かずに担任に提出し てください

町内指定衣料品店

店名

住所

電話

衣料センター 米山

下辰野本町4

41-0411

価格 (改定となる場合があります。)

品名	価格(税込み)	備考
長袖園児服	3,990円	指定生地使用品
夏用園児服	2,380円	袖なし
通園黄色メトロ帽子	920円	洗濯丸洗いOK
カラー帽子(タレ付)	※1,150円	各種カラー UVカット加工
カラー帽子(タレ付)	※1,450円	各種カラー UVカット加工 取り外しOK

※カラー帽子は値上げを予定しています

令和7年9月22日現在の金額です

